

# 10月から変わること

給料、在留の手続き、職場のルールが変わります。大事なところをまとめました。

10  
2026

## 1 最低賃金が上がります

10月1日から12月2日までの間に、都道府県ごとに新しい最低賃金になります。全国平均は時給1,177円（56円アップ）です。

- 最低賃金は、国籍や在留資格に関係なく、すべての働く人に適用されます。
- 月給の人は、月給を1か月の決められた労働時間（残業は入れない）で割って比べます。残業代・通勤手当・賞与などは入れません。

### あなたの職場

都道府県

新しい最低賃金（時給）

いつから

### すること

新しい最低賃金になった月の給与明細を確かめましょう。少ないと思ったら、会社か相談窓口聞いてください。

## 2 カスハラから働く人を守るルールが始まりました

10月1日から、すべての会社にも、お客さんからのひどい言動（カスタマーハラスメント）から働く人を守る対策が義務になりました。

- どなる、おどす、国籍や日本語をばかにする、長い時間いすわる、などはカスハラです。
- 一人で対応しないで、すぐ上司を呼んでください。相談しても、不利益な扱いはされません。

### すること

会社の相談窓口を確かめておきましょう。

### 3 在留手続きの手数料が上がります

10月1日から、在留期間の更新と在留資格の変更の手数料が大きく上がりました。金額は、許可される在留期間で決まります。

| 許可される在留期間    | 窓口       | オンライン   |
|--------------|----------|---------|
| 3か月以下        | 10,000円  | 10,000円 |
| 3か月をこえて6か月まで | 18,000円  | 15,000円 |
| 6か月をこえて1年未満  | 25,000円  | 21,000円 |
| 1年           | 33,000円  | 27,000円 |
| 1年をこえて3年未満   | 48,000円  | 42,000円 |
| 3年以上5年未満     | 64,000円  | 56,000円 |
| 5年以上         | 75,000円  | 65,000円 |
| 永住許可（窓口）     | 200,000円 |         |

9月までは、窓口6,000円／オンライン5,500円でした。

- 9月30日までに受け付けられた申請は、許可が10月以降でも前の手数料です。
- 3か月をこえる許可なら、オンラインのほうが安くなります。10月1日以降のオンライン申請は、コンビニか銀行で支払います。収入印紙は使えません（別に決済手数料がかかります）。

#### すること

在留カードの期限を確かめて、早めに会社（支援担当者）と相談しましょう。

### 4 パート・アルバイトの社会保険

- 10月から「月8.8万円以上」という条件がなくなりました。厚生年金に入っている人が51人以上の会社などで週20時間以上働く人は、原則として健康保険と厚生年金に入ります（学生は対象外）。
- 手取りは変わりますが、病気のときの手当や年金を受けられるようになります。

## 相談先

#### 会社の相談窓口

担当者・部署

電話・LINE・メール

労働条件相談ホットライン（厚生労働省・無料）

毎日 平日17:00-22:00／土日祝9:00-21:00（12月29日～1月3日は休み）

0120-811-610

外国人在留総合インフォメーションセンター（出入国在留管理庁）

在留手続きの質問・平日 8:30-17:15

0570-013904